

鎌 総 第 2057 号

令和 2 年 (2020年) 11月 4 日

鎌倉市議会議長

久 坂 くにえ 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)

議会受付番号	文書質問第7号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (市民生活部商工課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第7号の質問について、次のように答弁いたします。

1 質問の内容

鎌倉応援買い物・飲食電子商品券「縁むすびカード」事業の取扱店舗が、この電子商品券を活用して営業するに当たり、様々な関係法令に違反していないかどうかのチェックが必要である。

何時、何度、誰が、どのような方法で、チェックするのか、違反があった場合どの様に対応するのか、お答え頂きたい。

また、関係法令は、道路交通法第76条、道路法第32条、建築基準法、消防法、神奈川県屋外広告物条例、鎌倉市都市景観条例等、どういったものがあるのか、お答えいただきたい。

2 質問の理由

市民の皆様への「縁むすびカード」発送は、令和2年12月上旬～の予定なので時間的猶予が無いので。

3 答弁

鎌倉応援買い物・飲食電子商品券「縁むすびカード」事業については、コロナ禍において、市内の事業者が経営を維持していくよう、市民による市内での消費行動を活発化していただく事を目的に実施するものです。

実施にあたっては、ご参加いただく市内事業者においては、利用する市民の安全、安心を第一に考え、関連法令の遵守また新型コロナウイルス感染症予防対策をしっかりと講じていただくことが必要になると考えています。

そのため、食品衛生法に基づく営業許可等、営業にあたって必要な許可を得ていること、また鎌倉市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等でないことなど、市民が安心してこの商品券を利用できるよう、関連法令の遵守について参加する事業者から誓約書の提出をいただき、その徹底を求めていきたいと考えています。

この商品券事業は、コロナ禍で苦しい経営環境に立たされている事業者の方々を支援する目的で実施するものであり、法令違反等のチェックを目的としたものではありませんが、

商品券事業の実施にあたっては、当然に法令等を遵守していただくことが必要になるため、登録情報等については、庁内関係課及び関係機関と情報共有し、法令違反等に対処してまいります。

加えて、新型コロナウイルスの感染症拡大予防の対策にも十分配慮してもらう必要があるものと考えており、各種ガイドラインに沿った取り組みを求めていることも重要であると認識しています。

また、事業活動に伴う関係法令としては、例示の建築基準法、道路交通法、消防法を始め、貨物自動車運送事業法や風営法など業態に応じた法令、家庭用品品質表示法や景品表示法などの消費者に関わる法令、あるいは労務関係全般にわたる法令など、多種多様な法令があることから、全ての法令を列挙することは困難でございます。

その中で、次のような関連法令がございます。

業態に応じた関係法令としては、「古物営業法」、「質屋営業法」、「介護保険法」、「クリーニング業法」、「建設業法」、「公衆浴場法」、「美容師法」、「理容師法」、「倉庫業法」、「道路運送法」、「酒税法」、「旅館業法」などが

消費者関連法規として、「食品表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「消費者契約法」、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、「消費生活用製品安全法」、「食品衛生法」、「鎌倉市消費生活条例」などが、

労務関連法規としては、「労働基準法」をはじめ、「最低賃金法」、「パートタイム労働法」、「労働安全衛生法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」などが、

その他、「悪臭防止法」、「騒音規制法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「家電リサイクル法」、「鎌倉市環境基本条例」、「鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例」、「鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例」、「鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例」などの環境関連法規、さらには「計量法」、「火薬類取締法」、「屋外広告物法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「鎌倉市風致地区条例」、「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」、「鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」、「鎌倉市火災予防条例」など、多岐にわたる関係法令がございます。